令和８年度

静岡県農業技術産学官連携研究開発センター
（通称：AOI-PARC）
研究開発室（オフィスタイプ）
入居候補者公募要領

令和８年 11 月

静岡県
経済産業部農業局農業戦略課先端農業推進室

１　趣旨

静岡県では、先端的な科学技術の活用による革新的な栽培技術開発や品種開発を進め、農業の飛躍的な生産性向上を図るとともに、産学官金の幅広い主体の参画を得て、農業を軸とした関連産業のビジネス展開を促進するアグリオープンイノベーションプロジェクト（以下「ＡＯＩプロジェクト」という。）に取り組んでいます。

「ＡＯＩプロジェクト」では、静岡県沼津市に平成29年８月、「静岡県農業技術産学官連携研究開発センター（通称：ＡＯＩ－ＰＡＲＣ（Agri Open Innovation Practical and Applied Research Center))」（以下「拠点施設」という。）を開所しました。

拠点施設においては、最先端の実験装置や分析機器、研究用温室を設置するとともに、学術・研究機関や民間事業者が活用する研究開発室のほか、交流室や会議室等を整備しました。

また、静岡県の試験研究機関である農林技術研究所や慶應義塾大学、理化学研究所などの学術・研究機関をはじめ、農業生産法人、種苗・農業資材メーカー、製造業などの民間事業者が、オープンイノベーションの理念の下、研究開発に取り組んでいます。

さらに、民間事業者のビジネス展開を支援するため、一般財団法人アグリオープンイノベーション機構（以下「ＡＯＩ機構」という。）を設立し、コーディネーター等の専門人材を配置するとともに、農・食・健、農・商・工に関係する産業分野や産学官金の連携の場である「ＡＯＩフォーラム」を立ち上げ、ビジネスマッチングや事業化の支援を行います。

今回の公募は、拠点施設内の研究開発室（オフィスタイプ）に入居し、「ＡＯＩプロジェクト」と連携しながら、農業及び関連産業生産額等の増加を目指したビジネス展開に取り組む民間事業者に対し、支援型ビジネスを実施する法人を公募するものです。

２　施設概要

（１）施設仕様等

ア　施設仕様

項　目	内　容
面積	23.56～25.45㎡/室
天井高	2.6m
耐床荷重	370kg/㎡
床仕様	長尺塩ビシート
通信設備	建物内の内線電話機あり。外線電話・インターネットは、引き込み・配線工事や利用契約が別途必要
空調設備	個別エアコン、全熱交換器（24時間換気）
電気設備	単相100Ｖ（200Ｖ取出可）

イ　使用料（月額）及び面積

室名	使用料（月額）	面積（㎡）
208 号室	6,000 円	23.56 ㎡
209 号室	6,000 円	23.56 ㎡
210 号室	6,500 円	25.45 ㎡

ウ　その他使用者負担

① 各居室内で使用する電気料、水道料、電話料等
② 共益費（施設維持費等）15,000 円/月～
③ 施設改造及び原状回復費用
④ 室の簡易な修繕費用

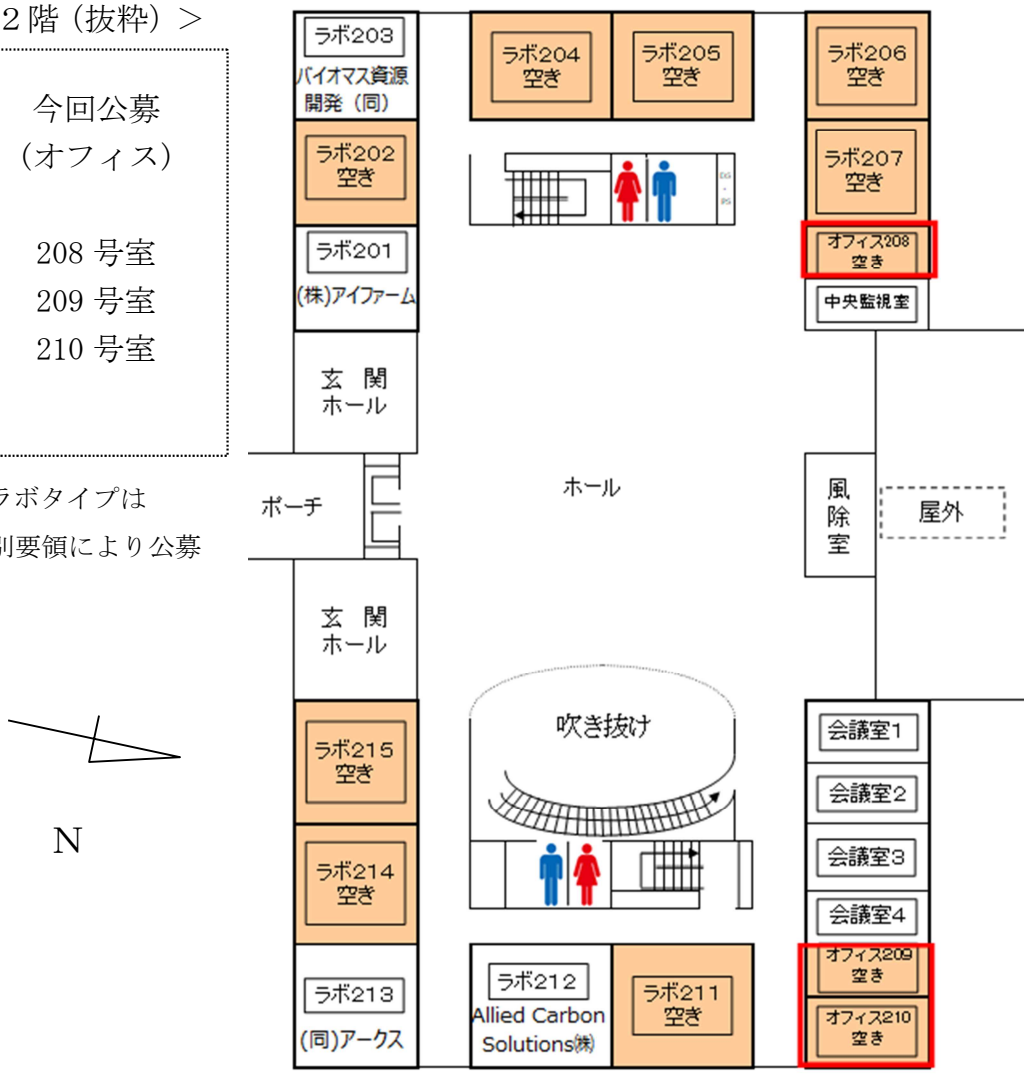
（２）施設平面図

＜２階（抜粋）＞

今回公募
（オフィス）

208 号室
209 号室
210 号室

※ラボタイプは
別要領により公募



（３）施設全体

項　目	内　容
名　称	静岡県農業技術産学官連携研究開発センター 通称：ＡＯＩ－ＰＡＲＣ （Agri Open Innovation Practical and Applied Research Center）
設置・管理者	静岡県
所在地	静岡県沼津市西野 317
構造・面積	ＲＣ地下１階地上５階建て（延床 9,728 ㎡）のうち １～３階（5,309 ㎡）
主な施設	研究開発室（ラボタイプ 12 室、オフィスタイプ３室） 供用会議室・交流室、次世代栽培システム室　など

（４）入居の利点（インセンティブ）

ア　拠点施設に入居している農林技術研究所、慶應義塾大学及び理化学研究所（以下「三機関」という。）との研究協力が期待できます。

イ　三機関と共同研究又は委受託研究を行うことにより、次世代栽培実験装置（添付パンフレット参照）を活用することができます。

ウ　三機関や入居している他の民間事業者との情報交換や交流が可能です。

エ　ＡＯＩ機構が行う販路開拓等ビジネスマッチングの仲介のほか、製品化、事業化、マーケティング及び権利関係の支援、資金調達に関する支援、公的支援機関及び大学等との連携支援を受けられます。

（５）使用条件

静岡県農業技術産学官連携研究開発センターの設置、管理及び使用料に関する条例(平成 29 年静岡県条例第３号)、静岡県農業技術産学官連携研究開発センターの設置、管理及び使用料に関する条例施行規則（平成 29 年静岡県規則第 10 号)、静岡県農業技術産学官連携研究開発センター管理規程（平成 29 年６月 16 日付け農戦第 183 号）及び静岡県農業技術産学官連携研究開発センター共益費徴収規程（平成 29 年６月 16 日農戦第 183 号の２）の規定を遵守してください。

【主な使用条件】

- ○ 研究開発及びそれに関する交流の成果の普及を図ることで､静岡県の産業の振興に寄与すること
- ○ 施設改造を行うときは事前に承認を得ること。また、使用終了時には原状回復すること
- ○ 施設を破損・損失した場合は、原状回復または賠償をすること
- ○ 公害防止等の環境保全に努めること
- ○ 施設の転貸は、行わないこと
- ○ 毎年度､別に指定する日までに当該年度における研究開発の実施状況について知事に報告しなければならないこと
- ○ 使用料を３月以上滞納した場合は､使用承認を取り消す場合があること

３　公募について

（１）公募施設　研究開発室（オフィスタイプ）
（２）仕 様 等　「２（１）施設仕様等」、「２（２）施設平面図」を参照
（３）受付期間　令和８年 11 月 16 日（月）から令和９年１月 15 日（金）まで
（４）受付時間　月曜から金曜まで　午前９時から午後５時まで
（５）申込方法　上記期間内に必要書類（「(10) 必要書類と必要部数」参照）を郵送または持参にて提出
（６）提 出 先　「３ (14)　提出先、問合せ先」を参照
（７）入居開始日　入居手続き終了後（令和９年３月以降）
（８）入居期間　10 年以内
（９）応募者の条件

次のアからクまでの全てを満たす者とします。

ア　法人であること

イ　農業及び関連産業生産額等の増加を目指したビジネス展開に取り組む民間事業者に対し、知的財産関連ビジネス、技術・経営・販売等のコンサルティング及びその他の支援型ビジネスを自ら実施すること

ウ　業務責任者を設置していること

エ　直近１年間における都道府県税を滞納していないこと

オ　国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと

カ　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること

キ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと

ク　次の①から⑦のいずれにも該当しないこと

①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「法」という。）第２条第２号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

②個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

③法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

④自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

⑤暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

⑥暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑦相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(10) 必要書類と必要部数

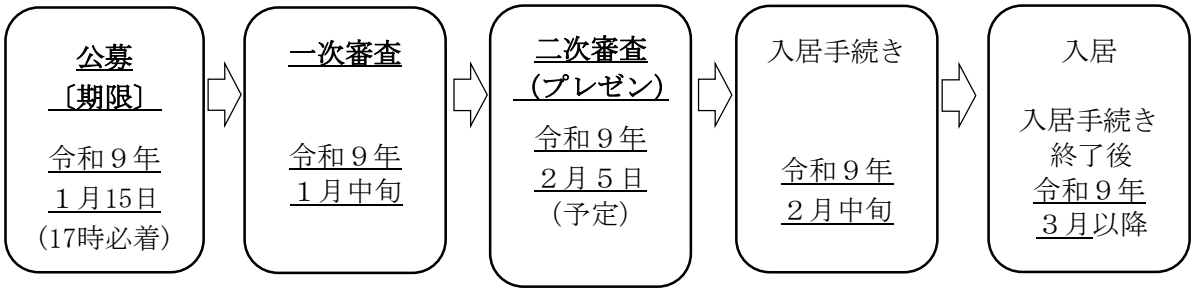
ア　事業計画書（別紙様式１）　１部
イ　会社概要（パンフレット等）　１部
ウ　直近２年の決算報告書　１部
エ　直近期の都道府県税納税証明書　１部
オ　法人登記事項全部証明書　１部
カ　誓約書・役員名簿　１部

(11) 様式等の入手先

下記からダウンロードしてください。

■県ＡＯＩプロジェクトホームページ
（URL:https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/nogyo/nogyoshinkou/1003292/1086342.html）

(12) スケジュール及び審査方法



ア　審査方法

①　申請の適格性について一次審査（書面審査）を行い、二次審査の対象者を選定します。

②　二次審査は、審査委員会において、申請者によるプレゼンテーション及び委員との質疑応答による審査を行い、入居候補者を選定します。

イ　審査基準

次の点を総合的に評価します。

①　入居の目的及び内容とＡＯＩプロジェクトとの合致度
②　民間事業者のビジネス展開への貢献度
③　目的及び内容の実現可能性
④　オープンイノベーションに対する理解度

なお、得点率が一定未満の場合、又は、審査委員会の合議による総合評価の結果、入居候補者選定数が公募室数を下回る場合があります。

ウ　二次審査（ヒアリング審査）実施時期

①　実施時期　令和９年２月５日（金）（予定）

二次審査対象者に対して、実施日時及び方法（計画書に基づく説明及び審査員との質疑等）の詳細等を電子メールにより通知します。

② 実施場所　ＡＯＩ－ＰＡＲＣ（沼津市西野 317）（予定）

③ 出 席 者　原則、業務責任者を含む計３名以内でお願いします。

エ　採択結果の通知

採択結果は、申請者に電子メールで通知するとともに、選定された申請者名を県ホームページ等で公表します。なお、選定されなかった申請者の情報は、応募事業者の許可なく公表することはありません。

(13) その他の留意事項

ア　申請及び二次審査への参加等の応募に係る費用は、全て申請者の負担とします。

イ　提出書類は審査のみに使用し公開しません。なお、提出書類は返却いたしません。

ウ　書類提出後の記載内容の変更は、原則として認めません（県からの指摘による場合を除く）。

エ　研究開発室（オフィスタイプ）への入居にあたっては、条例等の規定に基づいて、改めて使用申請、許可等の正式手続きを行います。

オ　入居決定に際し、申し込みされた居室が重複した場合、居室場所や室数を調整させていただく場合がありますので予め御了承ください。

カ　選定後、入居候補者として法人名（団体名）及び入居後の事業概要等の公表を予定しています。

ク　入居候補者決定後、使用申請までの間に、ＡＯＩ機構が運営する「ＡＯＩフォーラム」に入会（年会費：20,000 円）していただきます。

(14) 提出先、問合せ先

静岡県経済産業部農業局農業戦略課先端農業推進室　担当：上田
〒410-0321　沼津市西野 317　ＡＯＩ－ＰＡＲＣ内１階
TEL：055-955-9111　FAX：055-968-7500
E-Mail：aoi-parc@pref.shizuoka.lg.jp

なお、研究開発室（オフィスタイプ）の見学、ＡＯＩフォーラム及び農林技術研究所や慶應義塾大学、理化学研究所との連携に関することについては、下記まで御連絡の上、御相談ください。

一般財団法人アグリオープンイノベーション機構（ＡＯＩ機構）
〒410-0321　沼津市西野 317　ＡＯＩ－ＰＡＲＣ内３階
TEL：055-939-5106　FAX：055-939-5107
E-Mail：info@aoi-i.jp　ホームページ：https://aoi-forum.jp

参　考（写真）

１　外観（ＡＯＩ－ＰＡＲＣ）



２　玄関



３　研究開発室（オフィスタイプ）例：210 号室（ＡＯＩ－ＰＡＲＣ２階）



窓側（入口から撮影）



入口側（窓側から撮影）

４　２階ロビー



５　飲食・談話スペース



６　休養室

